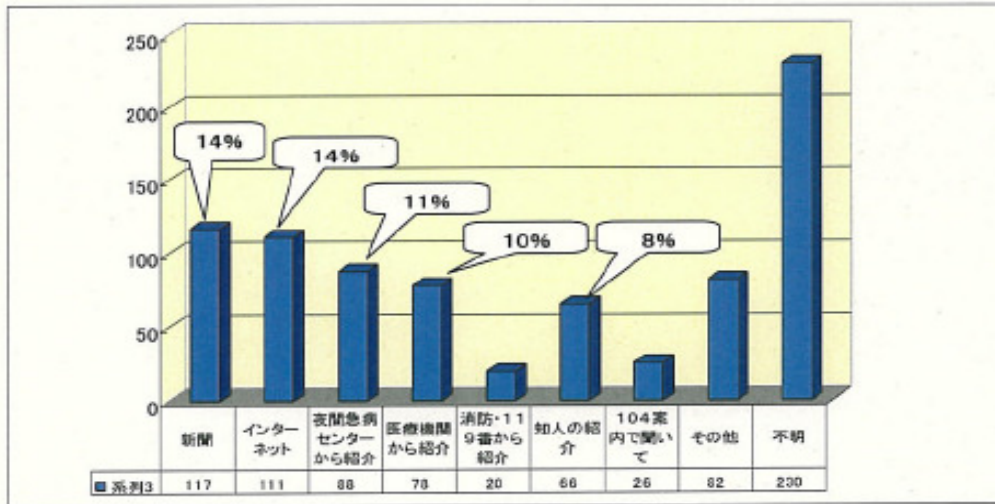
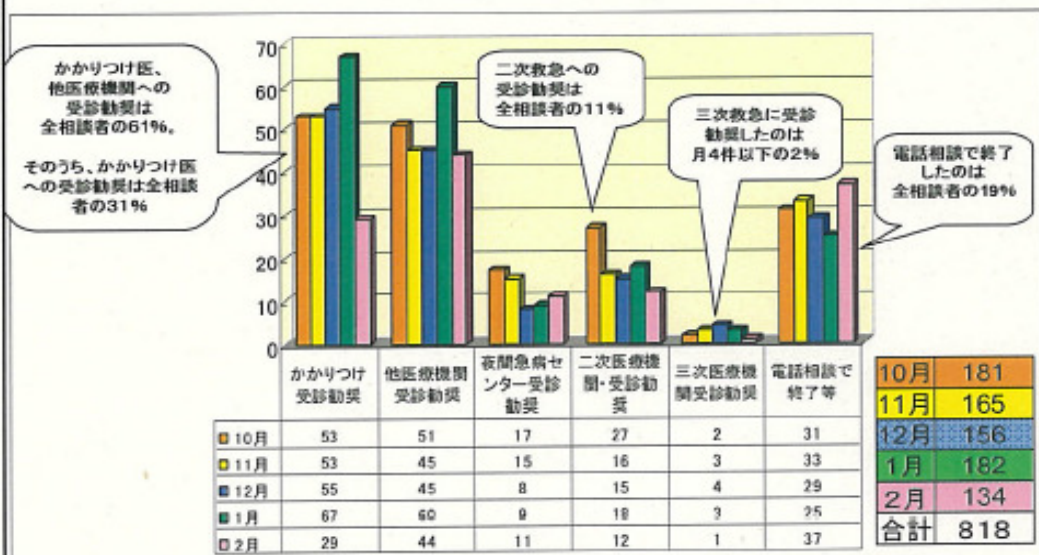


電話相談窓口を知った媒体



N=818 (平成20年10月～21年2月)

産婦人科救急相談患者の相談結果



事例検討

江別市救急隊からの未受診妊婦受入要請(事例1)

○ 12月 23歳 未受診の腹痛の患者

- ・ 江別市救急隊から、搬送について照会あり。
- ・ 本人談では、妊娠6か月にはなっている(週数不明)。
- ・ この日の週数不明、未受診受入病院は、北大病院であることを伝え、直接、北大病院と連絡を取るよう返答した。
- ・ その結果、北大病院に搬送した。

かかりつけ医療機関の対応について(事例2)

○12月、29歳、性器出血

- ・数日前、かかりつけ医療機関(有床)を受診した結果、妊娠初期で、流産止めの薬をもらった。
- ・うすピンク色の出血があり、かかりつけ医療機関に電話したところ、市の相談電話に相談するように言われた。
- ・相談員(オペレーター)は、聞き取った症状などから、かかりつけ医の指示通り流産止めを内服し、安静にした上で、出血が多くなったり、痛みを伴うようなら再度電話するように指導した。
- ・容態が変わった時は受診する可能性があると考え、念のため、当日の当番病院に、上記相談電話があったことを予め、伝えておいた。
- ・再度の電話相談はなかった。

11

ラブホテルにおける出産(事例3)

○1月、24歳、ホテルで出産(未受診)

- ・ラブホテルで一人で出産したが、どうしてよいか分からないという相談電話があった。
- ・赤ちゃんは元気で出産、臍帯はつながったまま。
- ・母体の出血は少量。
- ・本人によれば、最終月経から40週5日
- ・本人→情報オペレーター→(拠点病院に連絡したが、本件については、週数不明と判断し、北大病院に受入要請することとした)
→北大病院(週数不明・未受診受入病院:受入OK)
- ・本人→ホテル従業員→救急指令課→救急隊→現場→北大病院
- ・対応時間 : 40分(相談受付から病院決定まで)

13

未受診妊婦の受入れ(事例4)

〇1月、17歳、自宅トイレで出産(救急隊から要請)

- ・ 自宅トイレで出産
- ・ 家族は誰も妊娠には気づいていなかったが、赤ちゃん出産で初めて分かり、救急隊に連絡
- ・ **全くの未受診**
- ・ 母子共に元気で、臍帯は切断、縛っている。胎盤はまだ出ていない。
- ・ **救急隊 → 情報オペレーター → 札医大病院(当日の未受診受入病院:受入OK)**
情報オペレーター → 消防指令課 → 救急隊(状況連絡) → 札医大病院
- ・ 対応時間 : 10分(相談受付から病院決定まで)

15

遠藤委員から紹介された事例について(事例5)

1 情報収集結果

- ①昨年、下腹痛により夜間急病センター受診した患者に対して、内科医が診察し、鎮痛等の処置及び内服薬の処方を行った。
- ②帰宅後、患者は、症状が回復しないため、翌日の未明に産婦人科救急電話に相談した。
- ③相談員は、相談内容及び症状を診療録で確認の上、二次救急病院の産婦人科医に判断を仰いだ。
- ④相談員は、産婦人科医の指示内容を患者に伝え、夜間急病センターの再受診、及び当日の内科当番医療機関を紹介し、受診を勧奨した。
(①②③④は、夜間急病センターの診療録及び相談対応記録から確認)
- ⑤患者は、紹介された内科当番医療機関を受診。
- ⑥内科の当番医療機関を受診後、さらに翌日、産婦人科医療機関を受診。その結果「骨盤腹膜炎」と診断され治療を受けた。
(⑤⑥は遠藤委員から提供された情報)

2 評価結果

(1) 夜間急病センターにおける処置内容

夜間急病センターの内科医は、当該患者の当時の症状に応じて、必要な検査の実施とその結果に基づく診断及び必要な処置を行うなど、夜間の一次救急医療として適切に対応したものと判断される。

《理由》

- ・下腹部の触診により腹壁の緊張が認められなかったこと
- ・血液検査により炎症反応が認められなかったこと
- ・X線撮影により腹部の異常が認められなかったこと

(2) 相談員(オペレーター)の相談対応内容

相談員は、当該患者の相談内容に基づき、必要な診療情報の確認を行い、その情報に基づき、助産師として適切に対応したものと判断される。

《理由》

- ・患者の状況をより正確に把握するために、電話相談で症状を聞き取るとともに、夜間急病センターの診療録を確認したこと。
- ・助産師として把握した情報をもとに、二次救急病院の産婦人科医師に相談し、その指示に従って患者に助言したこと。
- ・その後の症状に応じて、当日中の夜間急病センターの再受診、または日中の当番医療機関を紹介し、受診を勧奨したこと。

(3) 総合評価

上記(1)及び(2)から、夜間急病センターの医師及び産婦人科救急相談員の対応行為については適切であったと判断される。